

総務常任委員長報告



総務常任委員長

湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

財政課所管分

委員より、「財政調整基金について、今回、取り崩したあとの残高が5,500万円とのことだが、この残高は、ある程度確保できる状況にあるのか。」との

質疑があり、財政課長

より「今年度、最終的には、財政調整基金の中から、幾らかの取り崩しは必要になってくると思いますが、今後、国・県の動向による変動は想定されるものの、将来の財政運営を考慮するうえで、何とか最小限に済むよう取り組んでまいります。また、市債に関しまして、当初予算は約11億でのスタートでしたが、今回の震災を受けまして、現在約22億となっております。今後、平成30年以降に財政的なピークを迎えると思われるですが、災害復旧に伴う起債の償還額の推移にも十分注意を払い、財政運営を行っていくことが必要だと考えます。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より「人件費の関連で、職員の適正人員はどのようになっていくか。また、今回の災害で、臨時職員の採用をしている自治体も

あるようだが、本市においても、そのような採用を考えているのか。」との質疑があり、総務課長より、「人員につきましては、類似団体と比較しますと40名程度多い状況にあります。ただ、今回のような災害を受け、今後、大幅に職員が減ると対応できない部分もあり、災害の現状や経験も踏まえて、今後



被災した阿蘇駅



震災後、ねじれた線路

の適正人員数については、協議を重ねる必要があると考えます。また、現在の再任用の制度をうまく活用したいと考えております。」との答弁がありました。

これに対し、別の委員より、「再任用の職員は、数名しかいないため、想定外の事態が起こったときには、臨時の職員をどのように補充していくかが重要ではないか。例えば、どこから応援を求める等、その辺りの対策は考慮しておくべきだと考える。そうでないと、24年の水害や、今回の地震でもそうだが、いつ起きるか分からないのに、常時、何十人も職員を抱えるということは不可能だと思う。緊急時に補充できる体制を検討しておくべき

である。今回の震災に
関しては、九州各県か
ら支援を受け、非常に
助かっている。今後も
被害の状況にに応じて、
県内だけではなく、広
域連携での取り組みが
必要不可欠である。」
との意見があり、それ
を受け、課長より「今
回の災害では、熊本県
のほか、宮崎県や長崎
県等から、長期にわた
り、様々な分野で人的
支援をしていただきま
した。特に今後は農政
や土木関係において、
査定設計等、専門職が
必要になってくること
から、新たに、熊本県
に対し、農業土木の専
門家や技術者等の中長
期的な派遣を要請して
おります。委員が言わ
れました通り、広域連
携ということで、他県
からの人的支援も有効
に活用させていただき
ながら、他自治体での
有事の際には、本市か
ら職員を派遣し、現
場で見て、学んで、持



参議院議員選挙期日前投票の様子

ち帰る。そういった交
流も深めながら、職員
として災害に対しての
スキルアップ等も図つ
ていく必要があると考
えます。」との答弁が
ありました。
別の委員より、「選
挙費委託金の関連で、
投票所を集約するとい
うことだが、それに関
して、市民への周知は
どのように取り組むの
か。混乱がないよう計
画されているのか。」
との質疑があり、課長
より「お知らせ端末や、
広報あそ等を活用し広
く周知を行います。併
せて、当日は防災無線
でも対応します。入場
券にも、投票所が変更
になったことを明示し、
間違われることのない
ようにしていきたいと
考えております。また、

これまでの投票所につ
いても、看板を設け、
変更になった投票所を
ご案内するよう計画し
ております。」との答
弁がありました。
委員より「投票所が
22箇所から11箇所と半
分になるわけだが、こ
れによって、投票率が
かなり下がってくるの
ではないかと懸念する。
それに対する対策
は。」との質疑があり、
課長より「期日前の投
票開始時間を、一部、
1時間早め、朝7時か
ら投票できるようにと
考えております。投票
所を集約した理由とし
ましては、大雨等で避
難勧告や避難指示が発
令されたときに、避難
勧告の対象地域になる
投票所が使えなくなる
というトラブル防止が
一つ、それと、大きな
災害発生に備え、体育
館等の避難所となる施
設を確保する必要があ
ることが一つ、もう一

つは、職員の確保です。
22箇所の投票所に職員
を張りつけた場合、有
事の際に、また、避難
勧告・避難指示の際に
対応可能な動ける人員
を確保できなくなるこ
とから、投票所の集約
をさせていただきまし
た。」との答弁があり、
別の委員より「周知の
部分で、防災無線はも
ちろん、集約する地区
については、区長にも
協力を呼びかけ、区長
を通じて周知を図る等、
少しでも投票率を下げ
ないような対策を、十
分検討するべきだ。」
との意見がありました。
それを受け、課長より
「区長さん方や立会人
としてご協力いただく
地域婦人会などの組織
にもお願いし、周知を
図っていきます。選挙
防災、地震対応と、3
つ同時進行でいく形と
なりますが、全てが円
滑に進むよう努めま
す。」との答弁があり
ました。

以上のような審議を
経た結果、本案は原案
のとおり可決すべきも
のと決定いたしました。
議案第74号「平成28
年熊本地震による災
害の被害者の権利利
益の保全等を図るた
めの特別措置に関す
る条例の制定につい
て」
本案は、熊本地震に
よる災害の被害者の権
利利益の保全等を図る
ため、特別措置に関す
る法律が熊本地震にも
対応されたことに伴い、
本条例が制定されたこ
とから、特に質疑・意
見はなく原案のとおり
可決すべきものと決定
いたしました。
以上が、総務常任委
員会に付託されました
案件についての報告で
す。